議案第５４号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

記

１　事故発生年月日

平成２９年１２月５日

２　事故発生場所

南あわじ市八木養宜中１７３番地

３　相手方、損害物件

別紙のとおり

４　和解条項

⑴　過失割合は甲（南あわじ市）９０％、乙（相手方）１０％とし、賠償額は別紙のとおりとする。

⑵　市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権及び債務を有しない。

⑶　相手方は、その余の請求を放棄する。

５　事故の原因

駐車場より出ようとバックで発進したところ確認の注意を怠り、後方を直進していた相手車両の右ドア部分に接触した。

議案第５５号

平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価を別紙のとおり定めたいので、南あわじ市農業共済条例（平成１７年南あわじ市条例第１９４号）第５条第２項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

平成３０年度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価

（単位：千円）

方式		賦課単価	賦課総額
水稲共済割		共済金額の０．３５％	４，０６５
麦共済割		〃　０．７　％	１
家畜共済割	乳牛の雌等（子牛等除く）	〃　０．８　％	５，５９４
	肉用牛等（子牛等除く）	〃　０．６　％	９，１５６
	種豚	〃　０．８　％	６
	肉豚	〃　０．８　％	８３
	一般馬	〃　０．８　％	１
果樹共済割		〃　０．６　％	２
畑作物共済割		〃　０．６　％	１
園芸施設共済割	ガラス室Ⅱ類 プラスチックハウスⅤ類	〃　０．０２％	２４
	プラスチックハウスⅡ，Ⅲ，Ⅳ（甲・乙），Ⅶ類	〃　０．１　％	１２８
合計			１９，０６１

議案第５６号

農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）第１０７条第４項の規定に基づき、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、農作物危険段階基準共済掛金率を次により設定し、平成３０年４月１日より適用する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

記

１　危険段階の別を定める共済事業

農作物共済事業

２　危険段階の別を定める共済目的の種類

水　　稲

３　危険段階の別を定める設定方式

集落別危険段階設定方式

４　危険段階の別を定める数

水稲【一筆・一般】：３＋基準

水稲【全　　相】：３＋基準

水稲【品　　質】：３＋基準

５　危険指数の設定方法

水稲については、危険段階被害率の最小値の危険段階の危険程度を表す指数を「１」とし、最大値を最小値の「２．０」倍にして設定する。

６　被害率の算出方法

平成１０年産から平成２９年産までの過去２０年間の被害率を基に算出する。

議案第５７号

園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）第１２０条の２３第３項の規定に基づき、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、危険段階の別に園芸施設基準共済掛金率を次により設定し、平成３０年４月１日より適用する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

記

１　危険段階の別を定める共済事業

園芸施設共済事業

２　危険段階の別を定める設定方式

組合員等別危険段階設定方式

３　危険指数の設定方法

危険段階の別を定める施設区分、共済目的等及び危険段階数毎に、危険被害率を設定する。

危険被害率は、危険被害率の最小値の危険段階の危険程度を表す指数を「１」とし、最大値について別紙のとおり設定する。

４　被害率の算出方法

平成２４年から平成２８年の過去５年間の被害率を基に算出する。

【別紙】

施　設　区　分	共　済　目　的　等	危険段階数	最大値
ガラス室Ⅱ類	特定園芸施設及び附帯施設	２+基準	１．１倍
プラスチックハウスⅡ類	特定園芸施設及び附帯施設	４+基準	１．７５倍
	施設内農作物有（一般）	３+基準	１．７５倍
プラスチックハウスⅢ類	特定園芸施設及び附帯施設	３+基準	２．０倍
	施設内農作物有（一般）	２+基準	１．２５倍
プラスチックハウスⅣ類甲	特定園芸施設及び附帯施設	２+基準	１．２５倍
	施設内農作物有（一般）	２+基準	１．２５倍
プラスチックハウスⅣ類乙	特定園芸施設及び附帯施設	２+基準	１．１倍
プラスチックハウスⅤ類	特定園芸施設及び附帯施設	２+基準	１．１倍
	施設内農作物有（一般）	４+基準	１．７５倍

第８　知事への認可申請

１　農業共済組合の長（以下「組合長」という。）又は共済事業を行う市町村の長（以下「市町村長」という。）は、危険段階基準共済掛金率を設定しようとする場合には、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）に協議するものとし、連合会は、組合等の危険段階基準共済掛金率の適切な設定に資するため、必要な助言又は協力を行うものとする。

なお、組合長又は市町村長は、必要があると判断した場合には、当該設定内容をあらかじめ損害評価会に諮るものとする。

２　組合長又は市町村長は、「危険段階基準共済掛金率（算定基礎率）計算表（園芸施設共済）」（様式５）及びその他必要と思われる説明資料により、危険段階の数、危険指数の設定方法及び危険段階基準共済掛金率の算定式等危険段階基準共済掛金率の設定に必要な事項について総会（総代会を設けている場合にあっては総代会、市町村にあっては議会。以下同じ。）の議決を経た上で、知事にその設定しようとする危険段階基準共済掛金率に係る認可の申請を行うものとする。なお、総会に諮る「危険段階基準共済掛金率（算定基礎率）計算表（園芸施設共済）」（様式５）については、危険段階基準共済掛金率を設定しようとする年度に係る基準共済掛金率について農林水産大臣の告示がなされていない場合には、当該率及び当該率により算定される数値を記入する欄を空欄とするものとする。

３　２の認可の申請は、料率設定単位ごとに「危険段階基準共済掛金率認可申請書（園芸施設共済）」（様式６）によるものとし、「危険段階整理表Ａ（園芸施設共済）」（様式３－１）又は「危険段階整理表Ｂ（園芸施設共済）」（様式３－２）、「危険指数計算表（園芸施設共済）」（様式４－１）又は「危険段階基準共済掛金率（算定基礎率）計算表（園芸施設共済）」（様式５）各２部並びにその他知事が指示した資料、連合会の意見書及び総会の議事録の謄本各１部を添付するものとする。

議案第５８号

市道路線の認定について

下記の路線を認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

記

認定する路線

路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
広田 159 号線	南あわじ市広田広田 143 番 2 地先	南あわじ市広田広田 144 番 5 地先		
湊　71　号　線	南あわじ市湊 103 番 2 地先	南あわじ市湊 113 番 1 地先		
榎列 178 号線	南あわじ市榎列松田 581 番 27 地先	南あわじ市榎列松田 581 番 27 地先		
榎列 179 号線	南あわじ市榎列松田 581 番 26 地先	南あわじ市榎列松田 581 番 24 地先		
八木 172 号線	南あわじ市八木養宜上 1182 番 23 地先	南あわじ市八木養宜上 1182 番 26 地先		
八木 173 号線	南あわじ市八木養宜上 1182 番 18 地先	南あわじ市八木養宜上 1182 番 37 地先		

路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
八木 174 号線	南あわじ市八木養宜上1182 番 21 地先	南あわじ市八木養宜上1182 番 14 地先		
市 140 号線	南あわじ市市善光寺143 番 1 地先	南あわじ市市善光寺115 番 1 地先		
市 141 号線	南あわじ市市青木1 番 4 地先	南あわじ市市青木17 番 1 地先		
神代 138 号線	南あわじ市神代地頭方1535 番 20 地先	南あわじ市神代地頭方1535 番 12 地先		

路線の認定位置図

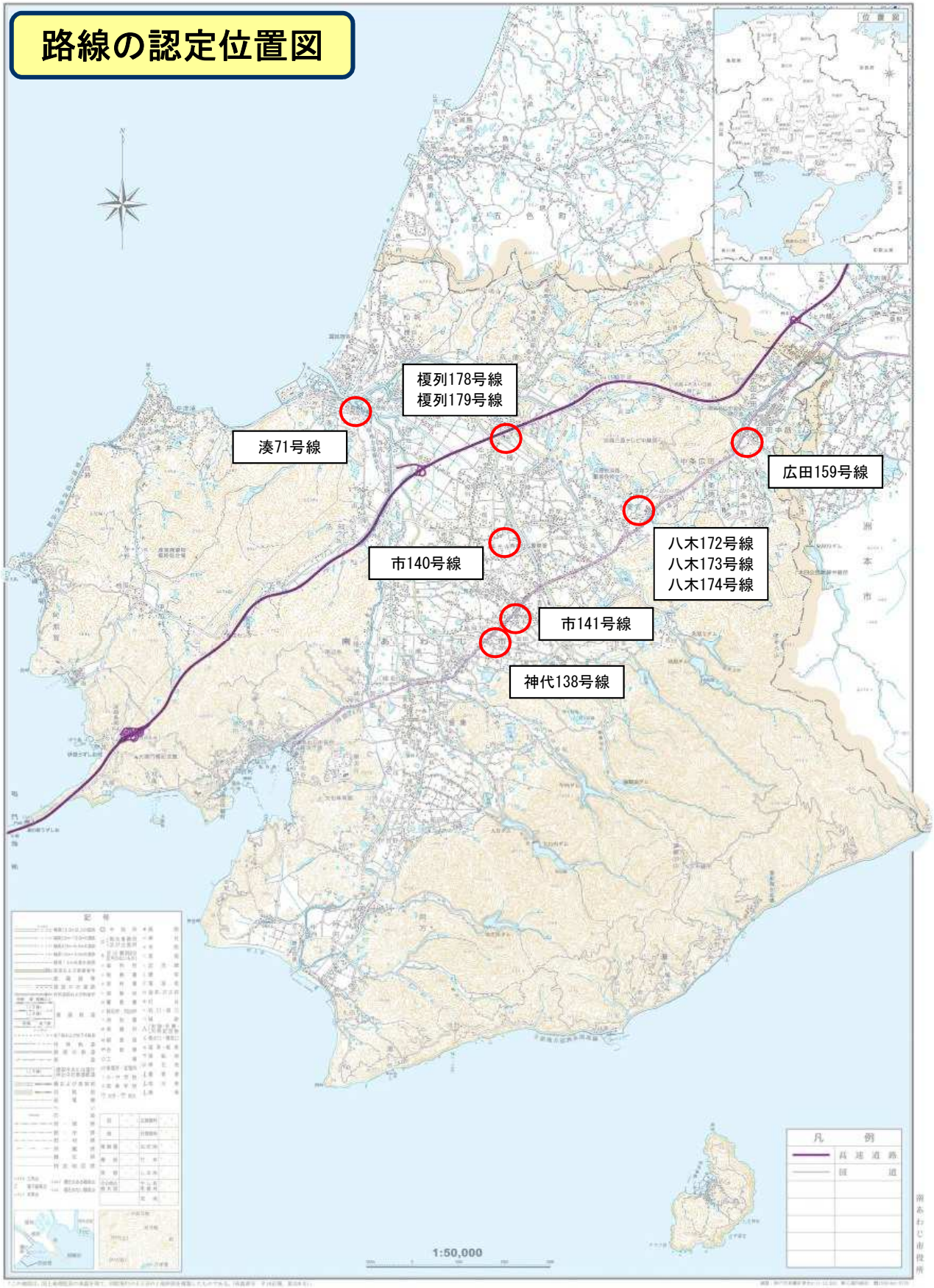
榎列178号線
榎列179号線
湊71号線
広田159号線
八木172号線
八木173号線
八木174号線
市140号線
市141号線
神代138号線
1:50,000
凡例

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

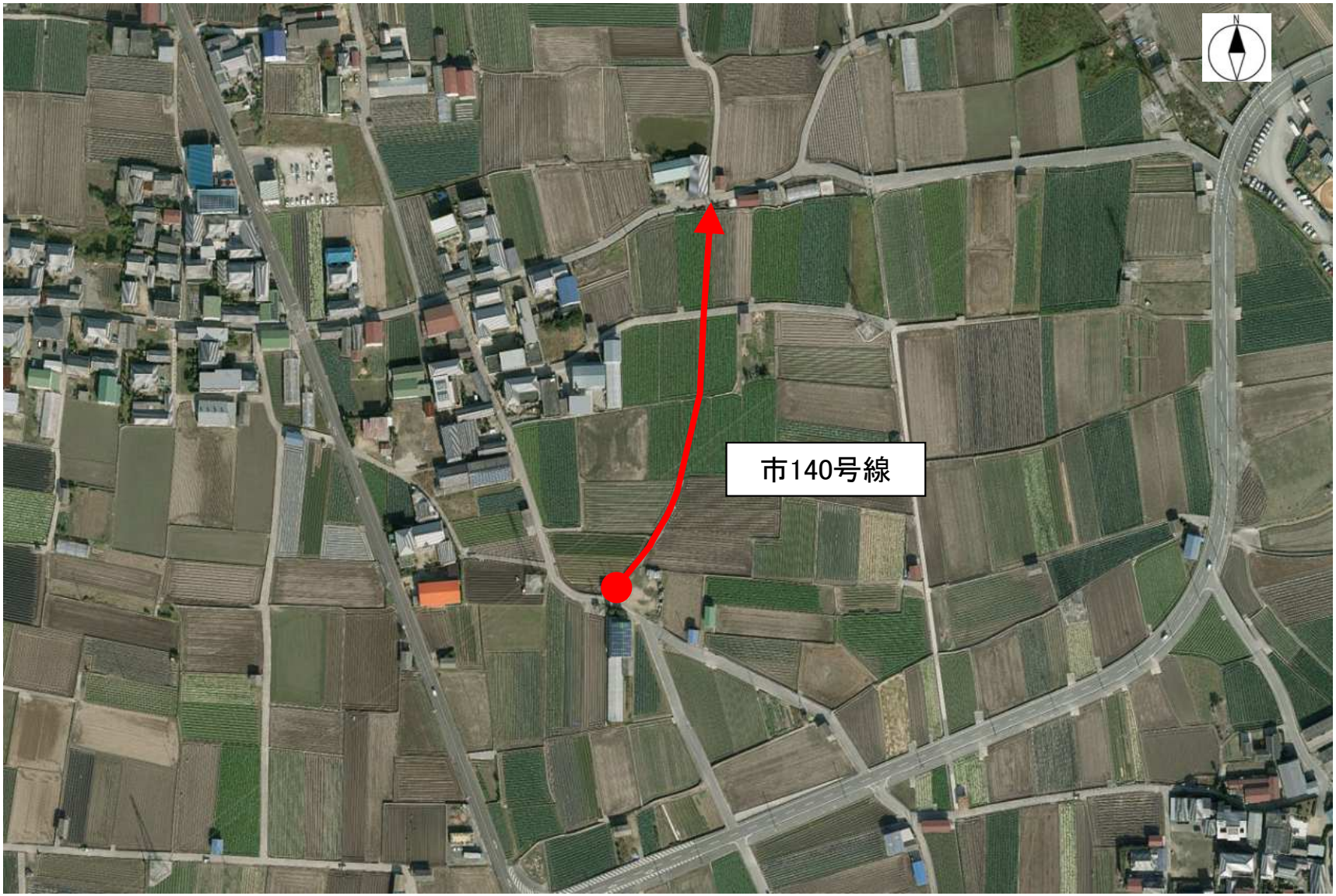

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

認定路線

凡 例	
起 点	終 点

議案第５９号

市道路線の廃止及び変更について

下記の路線を廃止及び変更したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

記

廃止及び変更する路線

<table>
<tr><th colspan="3">変更前</th><th colspan="3">変更後</th></tr>
<tr><th>路線名</th><th colspan="2">起終点</th><th>路線名</th><th colspan="2">起終点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市 109 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市市青木 109 番 2 地先</td><td rowspan="2">市 109 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市市青木 109 番 2 地先</td></tr>
<tr><td>終点</td><td>南あわじ市市青木 22 番 3 地先</td><td>終点</td><td>南あわじ市市青木 26 番 1 地先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市 116 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市市青木 1 番 4 地先</td><td rowspan="2">市 116 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市市青木 18 番 1 地先</td></tr>
<tr><td>終点</td><td>南あわじ市市青木 166 番 2 地先</td><td>終点</td><td>南あわじ市市青木 166 番 2 地先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北阿万 67 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市北阿万稲田南 675 番地先</td><td rowspan="2">北阿万 67 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市北阿万稲田南 675 番地先</td></tr>
<tr><td>終点</td><td>南あわじ市北阿万稲田南 1046 番 1 地先</td><td>終点</td><td>南あわじ市北阿万稲田南 609 番 7 地先</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">変更前</th><th colspan="2">変更後</th></tr>
<tr><th>路線名</th><th colspan="2">起終点</th><th>路線名</th><th>起終点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">神代 21 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市神代地頭方 1311 番地先</td><td rowspan="2">神代 21 号線</td><td rowspan="2">廃　止</td></tr>
<tr><td>終点</td><td>南あわじ市神代地頭方 1309 番 1 地先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">阿万 192 号線</td><td>起点</td><td>南あわじ市阿万吹上町 195 番地先</td><td rowspan="2">阿万 192 号線</td><td rowspan="2">廃　止</td></tr>
<tr><td>終点</td><td>南あわじ市阿万吹上町 113 番 28 地先</td></tr>
</table>

路線の変更位置図

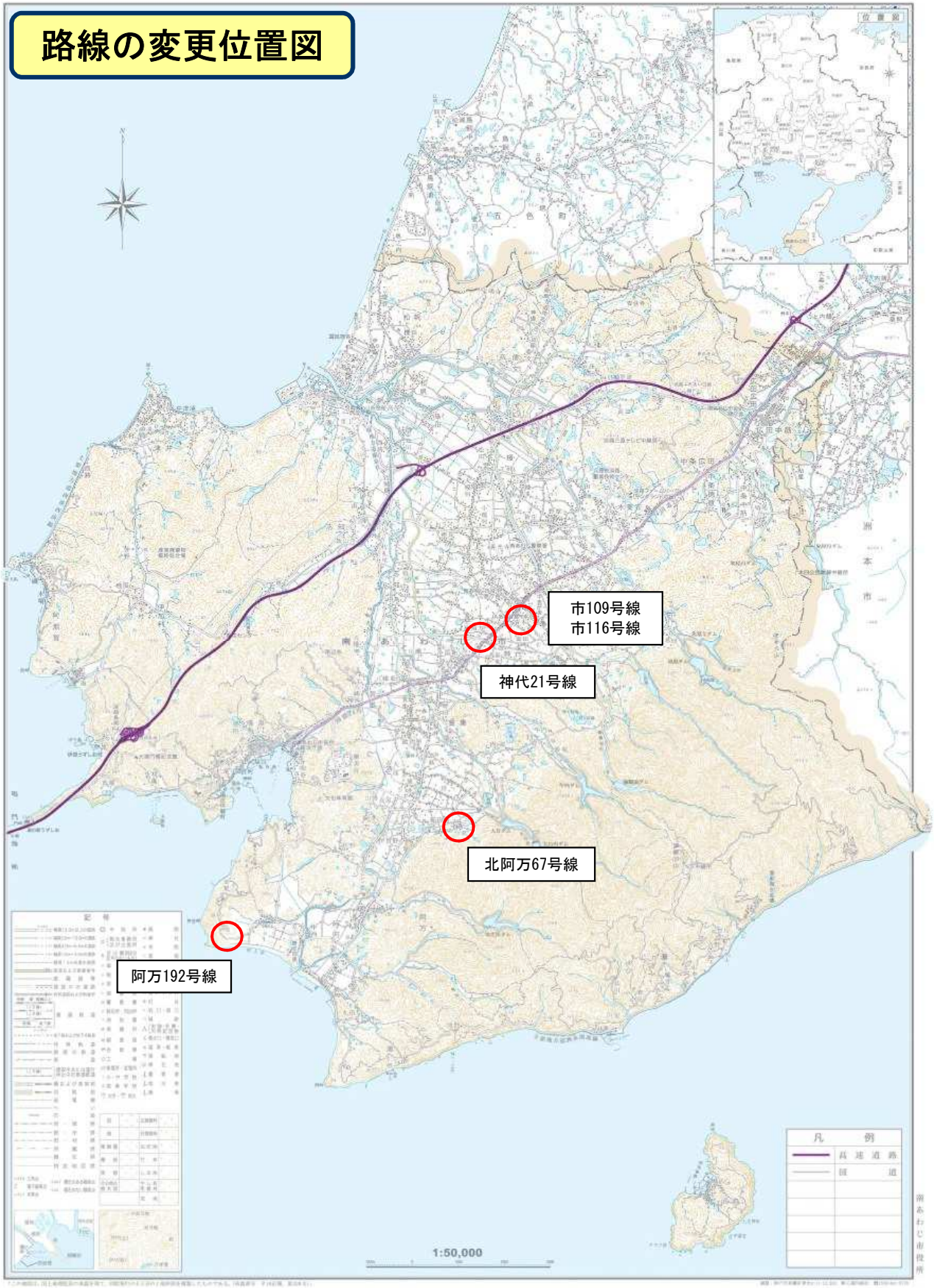

変更路線

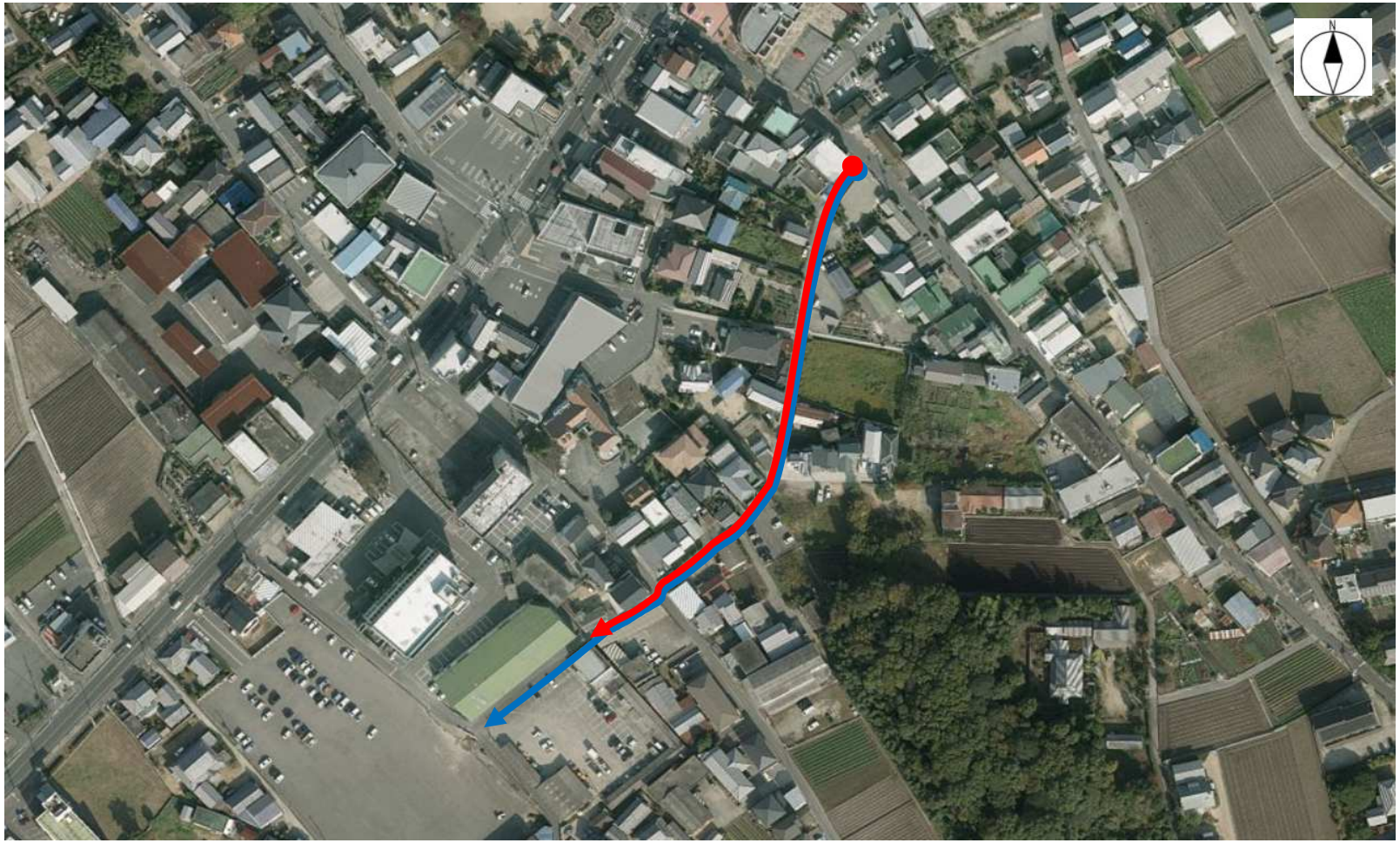

市109号線

凡 例		
	起 点	終 点
変更前		
変更後		

変更路線

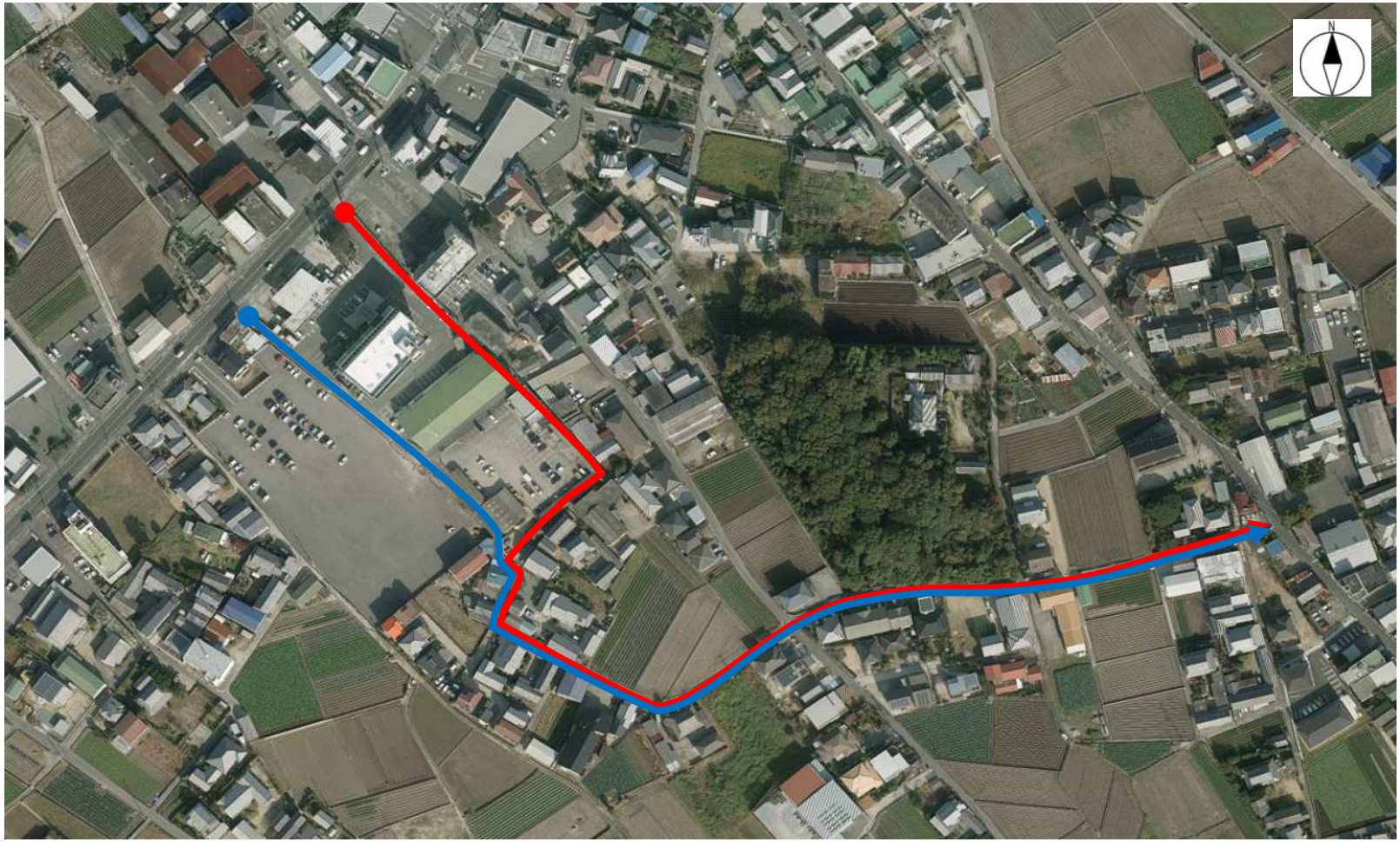

市116号線

凡 例		
	起 点	終 点
変更前		
変更後		

変更路線

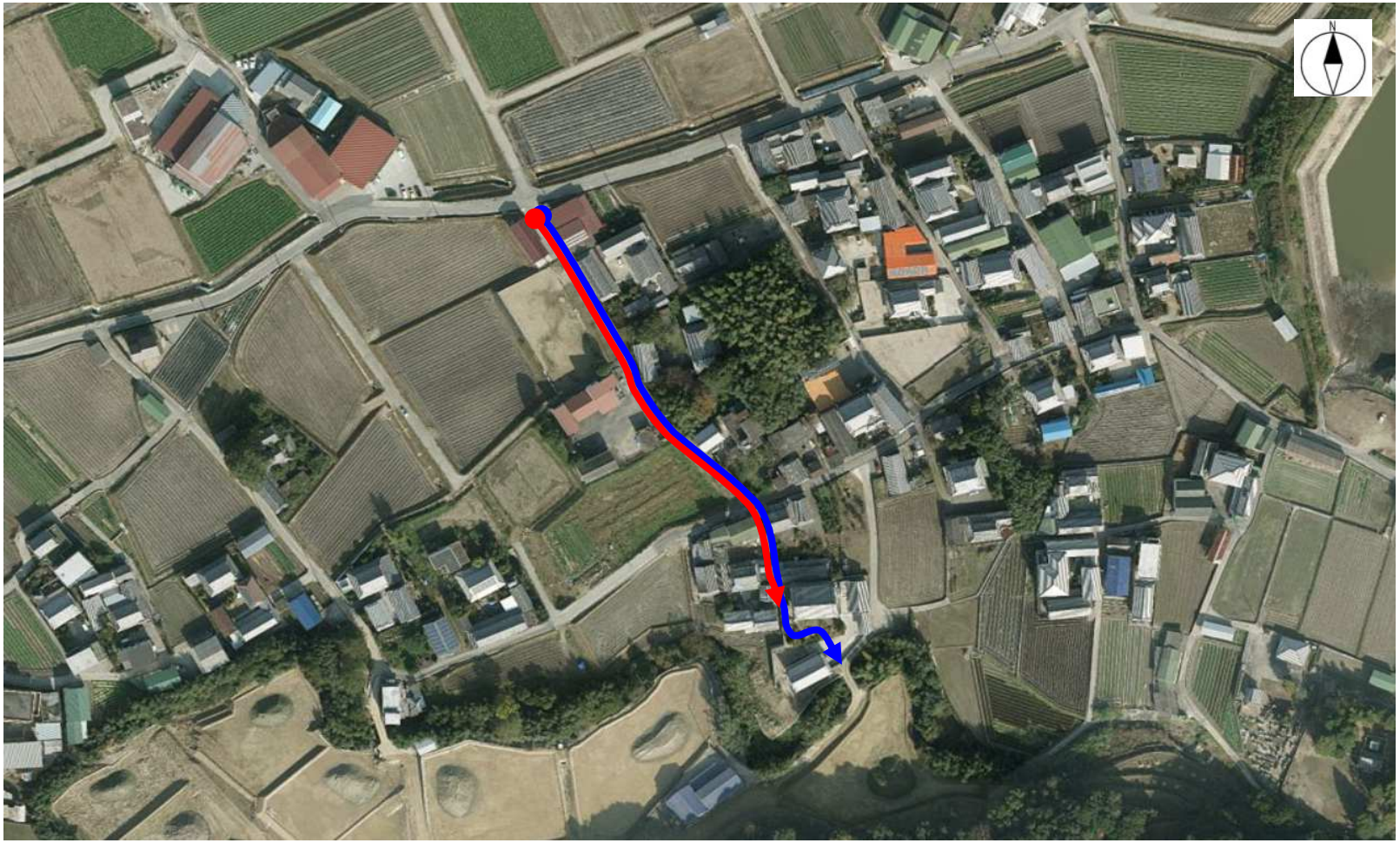

北阿万67号線

凡 例		
	起 点	終 点
変更前		
変更後		

廃止路線

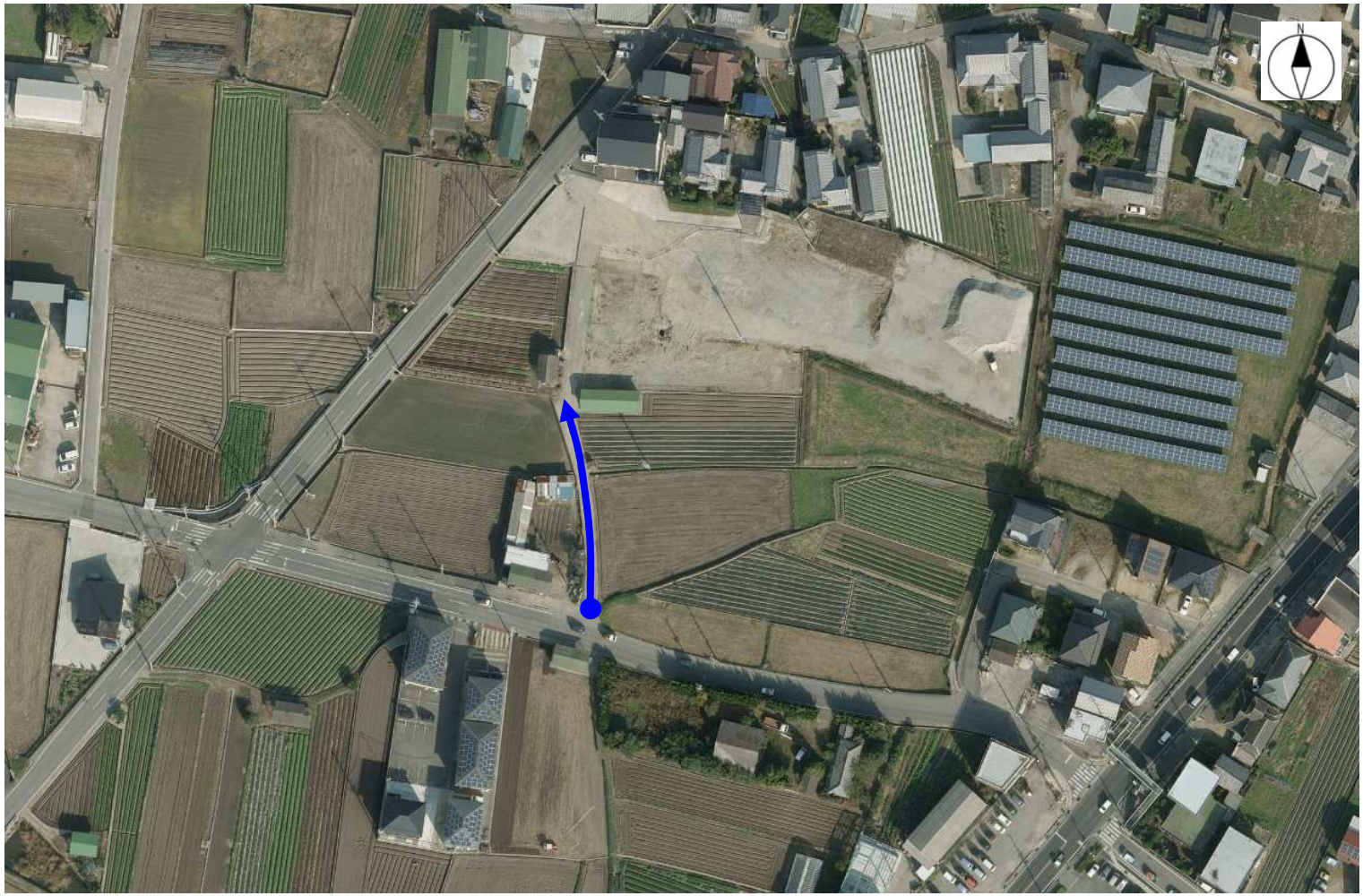

凡 例		
	起 点	終 点
変更前		

神代21号線

廃止路線

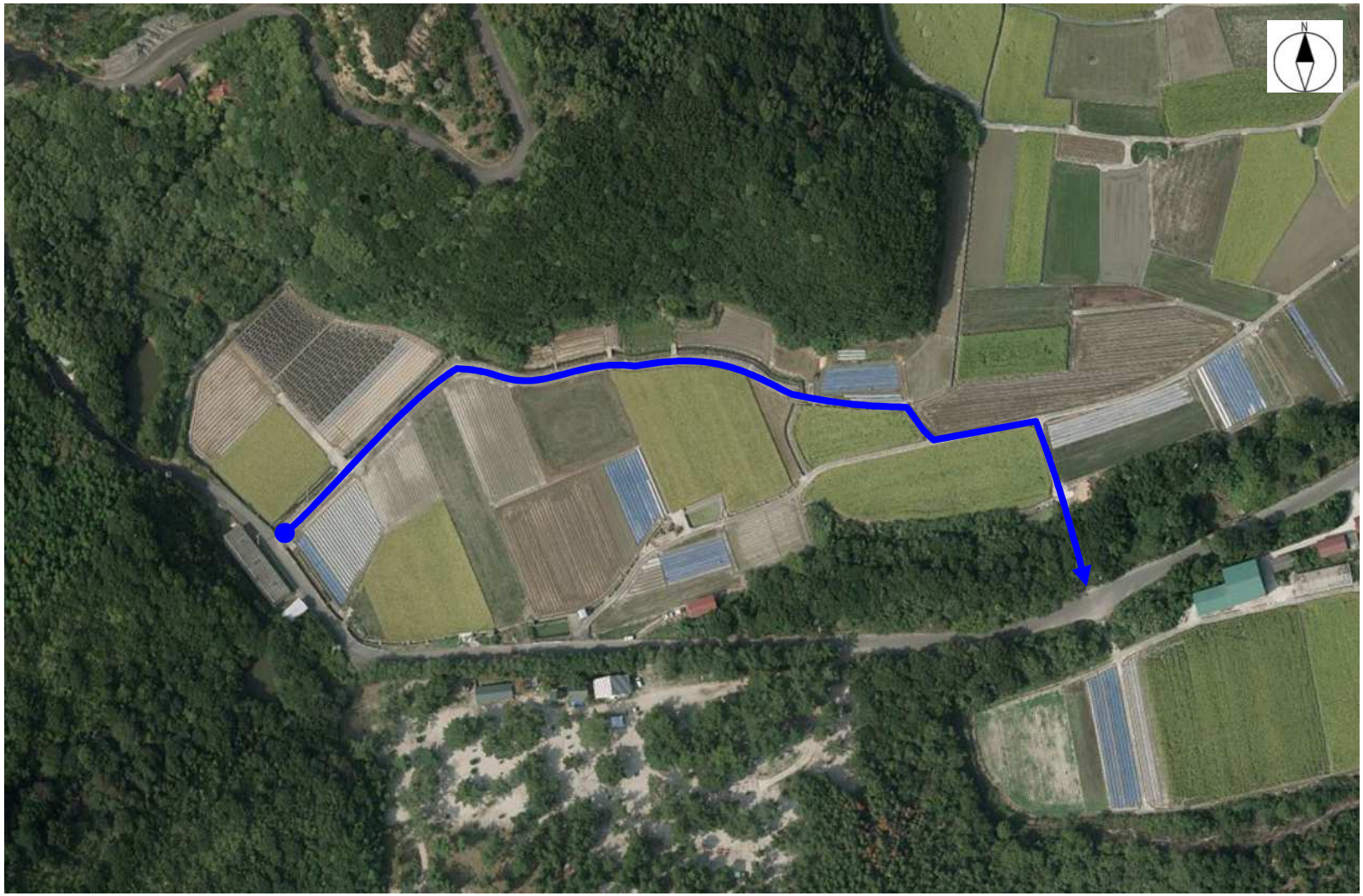

阿万192号線

凡 例		
	起 点	終 点
変更前		